

南三陸町特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めがあるほか、町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより効果的な施工を確保することを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に定める金額以上の工事とする。

- (1) 土木工事 1億円
- (2) 建築工事 2億円
- (3) その他工事 5千万円

2 前項に掲げるもののほか、当該工事の施工が技術力等を結集することにより効果的施工が図り得ると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項各号の金額を大幅に超える工事であって、多数の工種にわたる等の事由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、構成員の数を4社又は5社とすることができる。

(構成員の要件)

第5条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に係る業種の全部又は一部について、建設工事競争入札参加資格の承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する同法許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、当該会社として許可を受けて3年以上営業していること。
- (3) 建設業法別表第1に規定する同法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、南三陸町競争入札参加者に必要な資格に関する規則（平成17年南三陸町規則第41号）別表1及び別表2に定める当該工事等級に格付けされている者及び第2位、第3位等級に格付けされている者による組合せとする。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中心的役割を担う者で施工能力が大きいものでなければならない。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうちで最大でなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次に掲げる割合以上でなければならない。

(1) 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

(3) 4社の場合 15パーセント

(4) 5社の場合 10パーセント

(結成方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 一業者は、1つの工事（関連工事を含む。）につき2以上の特定建設工事共同企業体に参加できないものとする。

(入札参加資格申請)

第10条 競争入札に参加しようとする建設業者は、任意に特定建設工事共同企業体を結成し、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書（様式1）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(協定書)

第11条 前条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書は、様式2に準じて作成しなければならない。

(入札参加資格審査)

第12条 町長は、第9条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、有資格者と確認された者に対しては、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書（様式3）を代表者に交付し、不適格とみなされた者には、理由を付して特定建設工事共同企業体入札参加資格結果書（様式4）により通知する。

(編成表等の提出)

第13条 工事を施工する特定建設工事共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式5に準じ、運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を工事執行者に提出しなければならない。

(解散の時期)

第14条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後12箇月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(その他)

第15条 この基準の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は平成18年6月19日から施行する。

様式1

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

南 三 陸 町 長 様

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

代表構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
構 成 員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書及びその他必要書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 構成員等

構成員の 名 称	建 設 業 許 可 区 分			
	許可区分	許可番号	許可業種	許 可 日
	大臣・知事 一般・特定	第 号		年 月 日

様式2

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 南三陸町発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____ 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(設立時期及び解散時期)

第4条 当企業体は、_____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後12箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員1 (代表者)

所在地(住所)

商号又は名称

名称

構成員2 所在地(住所)

商号又は名称

名称

構成員3 所在地(住所)

商号又は名称

名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員1 (代表者)	_____	_____	パーセント
構成員2	_____	_____	パーセント
構成員3	_____	_____	パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体の決算は、建設工事の履行完了後において行うものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ ほか _____ 社は、上記のとおり _____ 特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通
に構成員が押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構成員1 (代表者)

商号又は名称

所在地 (住所)

代表者氏名

印

構成員2 商号又は名称

所在地 (住所)

代表者氏名

印

構成員3 商号又は名称

所在地 (住所)

代表者氏名

印

様式3

特定建設工事共同企業体入札参加資格承認書（適格者用）

年 月 日

承認番号 第 号

住所又は所在地

名 称

代 表 者 名 様

南三陸町長



さきに申請のあった、下記工事に係る入札に参加する資格を承認する。

記

工 事 名	
入 札 日 時	
入 札 保 証 金	

※ 入札参加に当たっては、入札会場にこの承認通知書を持参し、確認を受けること。

様式4

特定建設工事共同企業体入札参加資格結果書（不適合者用）

年 月 日

住所又は所在地

名 称

代 表 者 名 様

南三陸町長



先に申請のあった、下記工事に係る入札に参加する資格について、審査の結果、下記の理由により入札参加資格がないので、通知します。

記

1 工事名 _____ 工事

2 入札参加資格がないと認めた理由

※ なお、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求める者は、年 月 日まで入札担当課へその旨を記載した書面を提出してください。

共同企業体編成表

